

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第7回） （書面開催）

【委員】

下松市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長

【議事】

・河川監視体制の強化について

→河川監視カメラの増設により、河川監視体制の強化を図る。また、円滑かつ迅速な避難を促すため、水位情報の効果的な活用方法の検討や、ホームページの周知等に係る取組を推進する。

・流域治水関連法について

→特定都市河川浸水被害対策法、水防法、河川法等の9法律が一体的に改正されたことに伴い、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組を推進する。

・中小河川における水害リスク情報の充実について

→中小河川等における浸水想定区域図・ハザードマップの作成を行い、水害リスク情報の空白域の解消に向けた取組を推進する。（水防法改正関係）

・要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための取組について

→避難訓練結果の報告の義務化や、避難確保計画及び避難訓練の内容に対する助言・勧告制度の創設に伴い、引き続き、避難の実効性確保に向けた取組を推進する。（水防法改正関係）

・取組方針のフォローアップについて

→引き続き目標の達成に向けて取組みを進めるとともに、令和4年度は、次期「取組方針」への見直しを行う。

・報告事項（二級水系における流域治水プロジェクト）

→流域全体で実施すべき対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を計画的に推進するため、流域治水プロジェクトを策定・公表する。

【意見】

・減災対策協議会の各種取組事項について、了承する。（下松市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長）